

施設における感染症対策

~感染症発生の予防及びまん延防止について~



大分県福祉保健部健康対策課



今日の内容



- ▶ 感染症対策の基本
- ▶ 平常時の対策
- ▶ 感染症発生時及び事後の対応
- ▶ 資料



【なぜ感染症対策が必要か】

▶ 施設の特徴を考慮する

- ▶ 高齢者施設は、抵抗力が弱く、病気・障害を持つ人が、集団で生活をする場です。
- ▶ いろいろな感染症が持ち込まれやすく、発生しやすい。ひとたび発生すると容易に感染が拡がりやすい状況にあります。



感染症の発生をなくすことは難しいことですが、万一、施設内で感染症が発生した場合、その拡大防止、健康被害の最小化を図ることが求められます。

そのためには、施設独自の対応マニュアルを整備し、組織として対応することが必要です。



「日常からの予防対策」と感染症発生時の「発生時の拡大防止対策」が基本となります。



1 感染症対策の基本



(1) 基本的な考え方

- ▶ 感染症対策は、利用者の安全管理の観点から極めて重要であり、利用者の安全確保は施設の責務。

施設内感染症対策委員会等を常設し、施設内感染を想定して施設の実情を踏まえた予防策・対応策について十分な検討が必要。

施設に適したマニュアルを作成し職員全員で対応する。

- ▶ 予防が第一、万一感染症発生時には感染拡大防止を図り、健康被害を最小限に抑える。
- ▶ 病原体が施設内に持ち込まれないようにする。



予防・早期発見・拡大防止



(2) 留意事項

- ▶ 法令等の趣旨を踏まえて対応する。
- ▶ 組織として対応する。
- ▶ 科学的根拠に基づいた対策を講じる。
- ▶ 差別的な対応にならないように注意する。
- ▶ 医療機関・保健所等関係機関・専門機関と連携する。



職員全員の取り組み・意識統一が必要です



2 平常時の対応



(1) 感染症発生状況の把握

現在地域でどのような感染症が発生しているのかを把握し、早めに予防策を講じることが必要です。

【感染症情報の入手先】

- ・国立感染症研究所感染症情報センター
- ・大分県衛生環境研究センター
- ・県下保健所

感染症の発生状況を早期に把握することで
早めの予防対策ができます





保健所からの情報提供方法について

- ・ iFAX（健康危機に関する注意喚起情報）
- ・ e-mail（ホットメール）
- ・ ホームページ（あなたのまちの感染症情報）

などで、タイムリーな情報提供に努めています。
登録のご希望があればご連絡ください。

感染症情報掲載ホームページ

■ 国立感染症研究所

<http://www.nih.go.jp/niid/index.html>

■ 感染症情報センター

<http://idsc.nih.go.jp/index-j.html>

■ 大分県庁ホームページ・・・各保健所ホームページ

「知って安心！あなたの街の感染症情報」

大分県庁 <http://www.pref.oita.jp/soshiki/12200/kansen.html>





(2) 利用者・職員等の健康状況の把握

① 利用者の日常の健康管理

健康調査項目に、発熱・咳・下痢・嘔吐を含めることがポイント
早期発見・早期対応が鍵
受け入れ時にも確認を!!!

職員全員が意識し
ましょう

② 職員の日常の健康管理が必要

職員が感染源になることもありえる
職員から申し出しやすい職場作りが大切

日頃からの健康管理が重要です！





(3) 入所者受け入れ時の留意事項

- ①受け入れ時に健康状態を確認し、適切な対応をすることが必要です。特に、結核・疥癬に注意！

(4) 利用者、職員等への予防接種・基本的予防策の実施

①予防接種の実施

予防接種により集団発生や重症化が予防できます。

②基本的な予防策(標準予防策)の実施

ほとんどの感染症は標準予防策により予防・拡大防止が可能です。日頃から標準予防策を実施し、感染症予防の徹底を図ることが重要です。

感染源を持ち込まない！



【標準予防策】

- ①手洗い: 手洗いは予防策の基本です。通常は流水と液体石けんを使用、速乾性手指消毒薬も有効。
- ②手袋: 感染源になり得るもの(血液・便・尿・嘔吐物・痰・患者の粘膜キズ等)に触れる時は使い捨て手袋を使う、処置ごとに交換し手を洗う。
- ③防護用具(マスク・ゴーグル・フェイスマスク・ガウン): 空気感染・飛沫感染の可能性があるときはマスクを着用する。
- ④器具: 感染源に触れた物は周囲を汚染させないように取り扱う。再使用するものは必ず洗浄・消毒をする。使い捨てのものは適切に廃棄する。
- ⑤リネン: 汚染されたリネン類はその場でビニール袋に密封し適切に運搬



3 感染症発生時及び事後の対応



(1) 発生の早期確認、患者発生動向の把握

- ① 感染症の初発症状（発熱・嘔吐・下痢等）を確認した場合、直ちに管理者に報告し、診察を受けさせる。
- ② 利用者・職員に同様の症状のものがいないかを調査する。
- ③ 複数の有症状者が確認された場合、保健所へ連絡・相談する。
- ④ 発生した感染症が終息するまで、利用者・職員の健康調査を行う。

まずは早期発見！





(2) 適切な医療の提供

有症者は、嘱託医・協力医療機関を受診させるとともに、指示・協力を仰ぐ。

基礎疾患のある高齢者は急変することがあるので要注意です！





(3) 感染拡大防止

① 施設内感染症対策委員会等の開催

役割：感染拡大予防対策の指揮

感染予防策の指示

患者発生情報の収集分析

医療機関、行政機関等の関係機関との連絡調整

利用者及びその家族等関係者への周知等

② 発生源調査 二次感染対策再発予防ため

③ 検便等の実施

④ 消毒の実施

⑤ マスク・ガウン等の着用（必要に応じて）





⑥患者対応

施設内拡大防止のため、患者と未感染者を区別して対応する

- ▶ 感染力の強い疾患は個室管理
- ▶ 同じ感染症患者を同室管理
- ▶ 面会者も職員同様の予防策を





(4) 関係機関への報告

保健所等では、報告を受け、原因調査・拡大予防策・終息までの対応等について、施設と一緒に解決策を検討します。

県内各保健所では、様々な研修会を開催しています。施設まで出向くことも可能です(無料)。是非、ご活用ください！

消毒について

食中毒について

感染症について

手洗いについて

その他



▶ 大分県では、施設等において感染症や食中毒が発生した場合、保健所及び各施設の主管部局へ連絡することを文書にてお願いしています。

①同一の感染症もしくは食中毒による、またはそれらによると思われる死亡者や重篤患者が1人でも発生した場合

②同一の感染症もしくは食中毒による患者またはそれらが疑われる者が5名以上又は全利用者の1割以上発生した場合

③①及び②に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合。

よろしくお願いします





(5) 法律等に基づく公表

感染症法に規定されている感染症が施設内で発生した場合、県（健康対策課）においてその事実を公表することがあります。

これは、感染症予防の観点から他の類似施設等へ注意喚起のために実施するものです。

公表に当たってはプライバシーに配慮するとともに、事前に公表することを当該施設に伝えます。





(6) 利用者及び家族への報告

施設内で感染症が発生した場合、利用者及び家族に対して、発生の概要、対応状況について速やかに説明することが必要。

【必要な内容】

- ・面会時、来訪者に行っていただく消毒内容、その理由
- ・利用者に部屋移動してもらう場合の説明・同意書
- ・疾患に関する説明
- ・施設で実施している感染予防策





(7) 事態の終息

終息の判断

新たな患者が発生しなくなってから、感染症の病原体の潜伏期間を考慮し終息を判断、平常時体制に戻す。

(8) 再発防止策の検討・実施

感染症の発生原因や感染経路究明結果を踏まえ、感染防止体制を検討する。

マニュアル等を見直し、職員全員で共有する。



【資料】



【感染症とは】

感染症とはウイルスや細菌などの病原体が体内に侵入して増殖し、発熱や下痢、咳等の症状が出ることをいいます。

【主な感染源】

- ①排泄物(嘔吐物・便・尿)
- ②血液・体液・分泌物(喀痰・膿)
- ③使用した器具・器材(刺入・挿入したもの)
- ④上記に触れた手指で取り扱った食品など

【感染症の分類】

- ①ウイルス性感染症
インフルエンザ、ウイルス性胃腸炎、ウイルス性肝炎、かぜ症候群
- ②細菌感染症
腸管出血性大腸菌感染症(0157等)、結核、赤痢
- ③真菌感染症
カンジダ症、白癬菌感染症
- ④原虫・寄生虫感染症
マラリア、アメーバ赤痢、回虫症
- ⑤その他
疥癬



【感染のメカニズム】



- ①病原体との接触 病原体が体内に取り込まれること
- ②感染の成立 病原体が体内に侵入・増殖すること
- ③潜伏期 病原体が体内で増殖し症状が出るまでにかかる時間のこと、数週間になるものもある
- ④発症 発熱や下痢など、症状が出現すること、



【感染経路】



①空気感染

飛沫(つばやしぶき)は、含まれる水分が蒸発し乾燥すると、飛沫核となり空間を浮遊します。これを吸入することで起こる感染。

②飛沫感染

せき・くしゃみ・会話で飛んだ飛沫(つばやしぶき)に含まれる病原体を吸入することで引き起こされる感染。

水分を含むため、届く範囲は感染源から1～2m程度

③接触感染

皮膚や粘膜の直接的な接触、手、ドアノブ、便座、スイッチ等に接触し病原体が付着することにより起こる感染。

病原体に汚染された食品・物・手指・病原体を含む汚物・嘔吐物を介して口から体内に侵入します。



【主な感染症（施設で注意すべきもの）】

▶ 〈インフルエンザ〉

- ▶ 主に冬場に流行します。急に38～40℃の高熱が出るのが特徴。症状が激しく、体力のない方には命に関わることもある。
- ▶ 早期に診断を受け、患者は個室対応とする。
- ▶ 患者の世話をするものはマスクをする。

- ▶ 日頃から体力向上に留意し、可能であれば予防接種を受ける。
- ▶ 全員で咳エチケットの励行を！





▶ 〈結核〉

- ▶ 結核菌による飛沫(空気)感染
- ▶ 過去の病気ではありません。
- ▶ 高齢者の増加、不摂生な生活などで再び広まり始めています。
- ▶ 高齢者だけでなく、誰でも感染する可能性があります。
- ▶ 薬を飲むことにより治ります。
- ▶ 長びく咳、痰、寝汗、発熱、全身倦怠、体重減少などに要注意！高齢者は呼吸器症状が無く、食欲不振、体重減少を主症状とすることもある。



〈疥 癬〉

- ヒゼンダニが皮膚の角質層に寄生し、人から人に感染する疾患です。
- 激しいかゆみが特徴です。
- 直接的な接触の他、衣類・リネン類からの間接的な感染があります。
- 重症の疥癬（ノルウェー疥癬）は感染力が強く、近年病院・高齢者施設・養護施設などで集団発生事例が増加しています。
- 早期発見・早期対応が一番です。
- 入所時やケアの際、皮膚観察を忘れずに。



＜ノロウイルス感染症＞



ノロウイルスによる、接触感染が大部分を占める。

嘔吐、腹痛、下痢などが主症状

感染者の便・嘔吐物を処理した後、手洗いが不十分で手から口へ取り込まれる

感染力が強く、微量でも感染が起こる

乳幼児から高齢者まで幅広い年齢層におこり、脱水、誤嚥、嘔吐物による窒息に注意が必要

年間通じて発生するが、冬場がピーク

加熱(85°C1分以上)、次亜塩素酸ナトリウム(ハイターが有効)

潜伏期は24~48時間、症状が無くなっても10日程度は便にウイルスの排出が続く



【感染拡大防止】



* 拡大要因 *

- 1 お世話をする人の手から
 - ・おむつ交換をした手
 - ・吐物を処理した手
 - ・排泄介助をした手
- 2 利用者・園内の人の手から
 - ・トイレの後の手
- 3 おふろで

ウイルスは目に見えません！
見えない敵との戦いです！！！！



手からの感染を防ぐには？

- 1 おむつ交換や吐物の処理は、手袋をはめてする。
- 2 手袋はひとり毎・一処置毎に交換する。
* 汚れた手袋をはめた手で清潔なところに触れない手順を考えましょう。
- 3 手袋をはずしたら手洗いする。



人の手からの感染を防ぐには？

- 1 利用者・職員ともに正しい手洗いをする。
- 2 トイレ等、よく触れる部分を消毒する。
- 3 利用者・職員の健康状態を把握する。

気づくことが感染拡大防止の第一歩です！
日頃から施設全員での取り組みを！！



具体策は？



▶ 消毒を徹底する場所

- ▶ 居室：ドアノブ、スイッチ、リモコン、ベッド柵、イス、テーブル、電話、おもちゃ、窓の鍵、床
- ▶ 食堂：シンク、水道蛇口、食器、排水溝
- ▶ 風呂：手すり、洗面器、浴槽、シャワーヘッド
- ▶ トイレ：便座、レバー、汚物入れ

日頃から清掃し、清潔保持を！



具体策は？



- ▶ 便や吐物などの汚物は感染源となりうることを意識しましょう
- ▶ 清潔区域と不潔区域を意識しましょう
- ▶ 手洗いのタイミングをはずさない
- ▶ 一行為一手洗いが原則
- ▶ 感染源を持ち込まない、持ち帰らない
- ▶ 正しい知識が予防につながる

感染源を持ち込まない！ 拡げない！ 持ち出さない！



具体策は？



- ▶ **リネン・衣類対策**
吐物等が付着しているときは使い捨てビニール手袋・マスク・エプロンを使用する
- ▶ **施設内器具**
人の手が触れる物、場所は汚染されている可能性が大きい。清掃が予防の基本。必要時は消毒を
- ▶ **水回りの対策**
浴槽を介して感染拡大することがある。症状ある人は最後、シャワー浴にし、浴室・浴槽を消毒する
- ▶ **空気感染・塩素ガス対策のため、換気を十分に**
- ▶ **清潔区域・汚染区域を意識する**
- ▶ **食事や睡眠など基本的なことをおろそかにしない**

正しい手洗いが基本です！

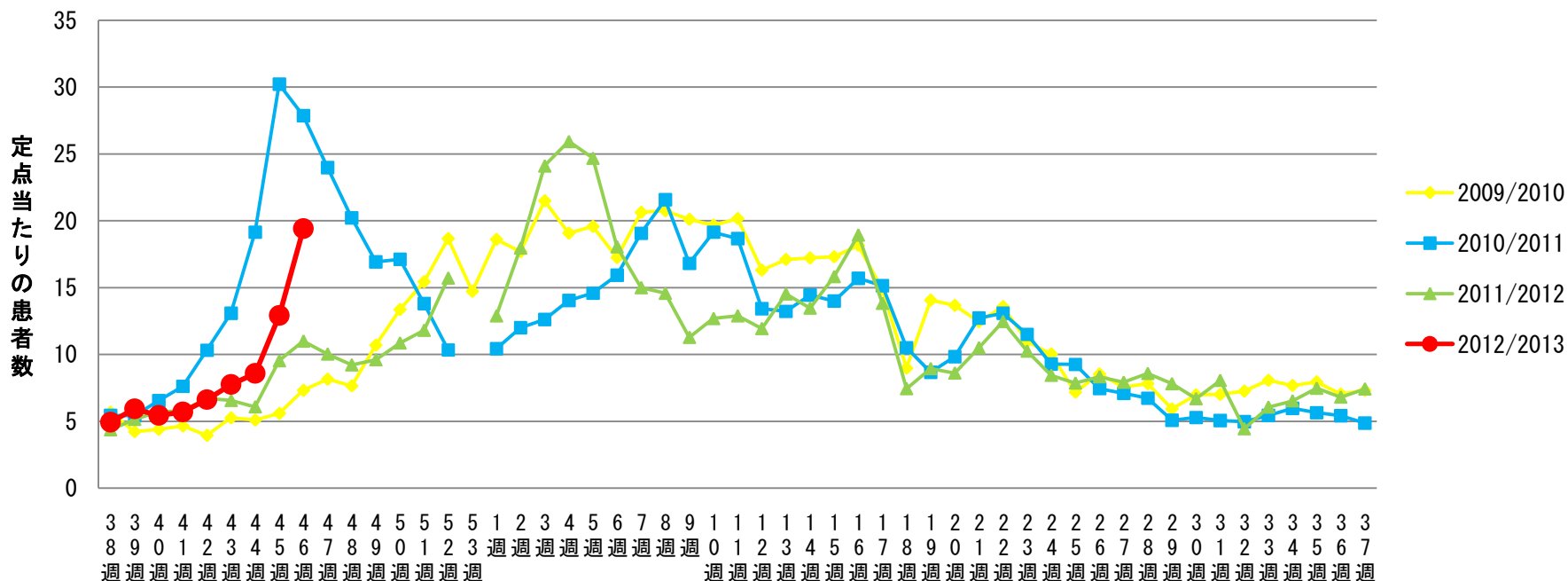


発生状況の年次推移



毎年ほぼ同様な経過をたどります

大分県内の感染性胃腸炎の発生状況



ご静聴ありがとうございました。
ご不明な点がございましたら、遠慮無く
お問い合わせください。



【県内の保健所及び連絡先】

東部保健所 0977-67-2511

// 国東保健部 0978-72-1127

中部保健所 0972-62-9171

// 由布保健部 097-582-0660

南部保健所 0972-22-0562

豊肥保健所 0974-22-0162

西部保健所 0973-23-3133

北部保健所 0979-22-2210

// 豊後高田保健部 0978-22-3165

【参考】「社会福祉施設等における感染症対策強化のための手引き」

平成19年3月 大分県豊後大野県民保健福祉センター